

○山鹿植木広域行政事務組合工事入札執行事務処理要領

平成 13 年 3 月 30 日  
訓令第 2 号

山鹿植木広域行政事務組合工事入札執行事務については、次により処理するものとする。

1 入札の通知

課等の長は、工事施行何が決裁になり指名業者が決定したときは、入札の日時、場所等を指名業者に通知するものとする。

2 入札上の注意事項の掲示

入札室内に次の注意事項を入札者の見やすい場所に掲示するものとする。

入札上の注意事項

- (1) 常に静粛にし、私語は絶対につつしむこと。
- (2) 入札書は明瞭に記載すること。
- (3) 入札書の書替え、引替え又は撤回することはできない。
- (4) 入札室に酒気をおびて入場してはならない。

入札執行責任者は、上記事項のうち(1)(4)に違反したと認めるときは、退場を命ずることができる。

3 入札の方法

- (1) 定刻になった時指名業者の名を読みあげて確認を行う。
- (2) 指名業者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上封書にして入札執行責任者に提出させるものとする。
- (3) 前項の入札は代理人をして行わせることができる。

この場合当該代理人は入札前に委任状を入札執行責任者に提出しなければならない。

- (4) 予定価格を公にした建設工事に係る入札を執行した場合には、入札執行責任者は、入札開始前に入札参加者から当該入札に係る工事費内訳書を提示させるものとする。

4 入札の回数

入札の回数は原則として2回までとする。ただし、建設工事に係る入札を執行する前に予定価格を公にした入札の入札回数は、1回とする。

5 開札

- (1) 開札は入札の場所において入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行わなければならない。
- (2) 入札執行責任者は入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせなければならない。
- (3) 入札執行責任者は、補助者をして開札を告げ、工事名、最低入札者名及び入札金額を朗読させるものとする。

6 落札者

- (1) 入札執行責任者は開札後直ちに予定価格を開封し、入札書のうち予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格を設けた場合は、前項の規定にかかわらず予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

## 7 落札者がいない場合の取扱い

### (1) 入札を2回行う場合

入札執行責任者は、入札を2回行った結果落札者がいない場合には、次により処理するものとする。ただし、建設工事に係る入札を執行する前に予定価格を公にした入札の場合は、本号の規定は適用しない。

ア 予定価格と最低の入札価格との差が予定価格の5パーセント以下の場合であって、入札執行責任者が随意契約できると認めるときは、最低の価格で入札した者（以下「最低入札者」という。）から見積書を提出させることができる。ただし、見積書の提出回数は、2回までとする。

イ 予定価格と最低の入札価格との差が予定価格の5パーセントを超える場合は、特別の必要があると認められる場合を除き、入札を打ち切ることができる。

ウ 随意契約により提出された見積書の見積額が予定価格の制限に達しなかった場合及び入札を打ち切った場合は、指名替えを行い再度の指名競争入札の手続を執るものとする。

### (2) 予定価格を公にした入札を行う場合

入札執行責任者は、建設工事に係る入札を執行する前に予定価格を公にした入札を行った結果落札者がいない場合には、入札を打ち切ることができる。

## 8 指名競争入札を行った結果、全員失格となったものの取扱いについては、7の定めるところに準じて取扱うものとする。

## 9 入札結果の報告

入札執行責任者は、落札者が決定したときは、直ちにその経過を開札調書により決裁権者に報告しなければならない。

## 10 準用

この要領は、業務委託及び工事に要する材料の購入の場合に準用する。